

## 多様性の尊重と笑顔あふれるやさしい街

昨年は、世界人権宣言が国連総会の決議として採択されてから 70 周年という節目の年でありました。この宣言は、悲惨な大戦の経験から、「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」として、1948 年の、第 3 回国連総会の決議として宣言されたもので、世界で初めて人権保障についてうたった画期的なものと言われております。

この「人権」とは、すべての人々がその生命と自由を確保し、幸福を追求する権利のことで、人間が人間らしく生きるため、誰もが生まれながらに持っている、とても身近で大切なもの、そしてお互いを思いやる心によって守られる、まさに生きるための権利です。

鹿沼市においては、国や県の人権施策の趣旨に基づき、平成 19 年 3 月に「鹿沼市人権尊重の社会づくり条例」を制定し、翌 20 年 4 月に「鹿沼市人権尊重の社会づくりに関する施策の基本方針」を定め、その方針に基づき「鹿沼市人権啓発推進総合計画」を策定し、「すべての市民の人権が尊重される明るい社会の実現を目指して」をキャッチフレーズに 10 年間にわたり人権施策を展開してまいりました。

それでも、配偶者への暴力や、児童、高齢者への虐待、さらにはインターネットや SNS を悪用した個人の尊厳を踏みにじる人権侵害など、人権意識の希薄さや欠乏により多くの問題が発生しているという現実があります。

そのような中、鹿沼市は平成 28 年 11 月 26 日「いちご市」宣言を行い、まちづくりのキャッチフレーズを“いちごいちえ”としました。「一生に一度しか起こらないような素敵な出会いやふれあいを日々生みだすまちでありたい」という思いを込めたものです。

これを受け、鹿沼市では、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」や「栃木県人権施策推進基本計画」の趣旨を踏まえ、平成 31 年度からの新たな 10 年間を計画期間とする「第 2 次鹿沼市人権啓発推進総合計画」を策定いたしました。

市の花「さつき」は、一本の樹に色や柄、あるいは形の違う花が同時に咲くという珍しいもので、本市の特産品でもあります。

この一本の樹を地球に例えれば、そこに咲く花々は幾種もの民族のように存在感があり、その美しさは一輪一輪の尊さを感じさせてくれます。

「さつき」を愛でるように、世界中の人々が自分と違いを持ったすべての人を尊重し愛することができたら、差別や偏見はなくなってくれるものと信じています。

全ての人々が愛される「笑顔あふれるやさしい街」を目指し、「豊かで安心して暮らすことのできる明るい未来」を鹿沼から世界へ広げられるよう、今後とも市民の皆様方とともに施策を展開してまいりますので、一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たり、貴重なご意見をいただきました鹿沼市人権施策推進審議会委員の皆さまをはじめ、ご協力をいただきました多くの方々から感謝を申し上げます。

平成 31 年（2019 年）3 月

鹿沼市長 佐藤 信



# 目次

## 第1章 基本的な考え方

1	計画策定の背景	1
(1)	国際的な潮流	1
(2)	国及び県の動向	2
2	計画策定の趣旨	3
3	計画の基本理念	3
4	計画の位置づけ	4
5	計画の期間及び見直し	5

## 第2章 人権問題の現状と課題・施策の方向

1	女性	6
2	子ども	8
3	高齢者	10
4	障がいのある人	12
5	同和問題	14
6	外国人	16
7	HIV感染者・ハンセン病患者および元患者	18
8	インターネット等による人権侵害	19
9	災害に伴う人権問題	21
10	その他の人権問題	22

## 第3章 人権教育・人権啓発の推進

1	多様な機会の提供	25
(1)	就学前	25
(2)	学校等	25
(3)	家庭	26
(4)	地域社会	27
(5)	企業・職場	27
2	特定職業従事者に対する人権教育・人権啓発の推進	28
(1)	市職員	28
(2)	教職員・社会教育関係者	29
(3)	医療・保健・福祉関係者	29
(4)	消防職員	29
(5)	マスメディア関係者	30

## 第4章 相談・支援体制の充実

## 第5章 計画の推進

## 参考資料 目次

## 参考資料及び用語解説（人権相談窓口：資料-39）

【本文中、※印付の用語（最初に出てきた個所のみ）については解説を掲載しています。】